

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月29日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

**佐賀県公安委員会規則第9号**

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(定義) <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 <u>公安委員会が、その</u> 権限に属する事務の処理について最終的に意思決定を行うことをいう。 (2) 略 <b>別表第1</b> （第3条関係）			(定義) <b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 <u>公安委員会の</u> 権限に属する事務の処理について最終的に意思決定を行うことをいう。 (2) 略 <b>別表第1</b> （第3条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）に規定する事務	略		オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）に規定する事務	略	
			<u>盗難特定金属製物品の処分</u> の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）に規定する事務	第12条	<u>特定金属くず買受業を営む者に対する特定金属くず買受業の停止命令</u>
遺失物法施行令（平成19年政令第21号）に規	略		遺失物法施行令（平成19年政令第21号）に規	略	

改正前		改正後	
定する事務		定する事務	
略		略	

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。